福岡県宗像児童相談所長　様

一時保護所の子どもの生活・支援に関する

第三者評価

報告書

（令和 5 年度 3 月）

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人　日本児童相談業務評価機関
一時保護所の子どもの生活・支援に関する
第三者評価の実施方法

一般社団法人　日本児童相談業務評価機関は以下の方法で福岡県宗像児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き （案)」(三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(2023 年度版)」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・自己評価アンケート

61 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例)、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画 (行事計画、研修計画等)、子どもに対する説明資料 (権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表）　等

3 実地調査

（1） 申し送り会議や観察会議への立ち合い
（2） 施設見学
（3） 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
（4） 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士　等)
（5） こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
（6） 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
（7） フィードバック

4　報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の 4 段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

― 目次 ―

一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価の実施方法 2

目次 4

総評

総評 6

第Ⅰ部　子ども本位の養育・支援 8

第Ⅱ部　一時保護の環境及び体制整備 10

第Ⅲ部　一時保護所の運営 12

第Ⅳ部　一時保護所における子どもへのケア・アセスメント 15

第Ⅴ部　一時保護の開始及び解除手続き 16

アンケート結果

こどもアンケート結果 17

総評

（2023 年 12 月 7 日(木)～8 日(金)　実地調査実施分）

総 評

優れている点

〇児童相談所長(以下、「所長」とする)が毎朝一時保護所（以下、「一保」とする）を訪れ、子どもたちひとりひとりに声かけをしていることは、子どもたちを大切な存在として尊重しようとする一保全体の雰囲気につながっていると思われます。安全重視の視点から管理的になりがちであることも自己認識しており、それを変えていこうとしている点も、高く評価できます。
また、「こどもアドボケイト」の試行的な導入や、「児童会」の毎週開催などにも取り組まれています。
新人職員らも意見を忌憚なくあげやすい職場環境になっていることなどもあり、これからより自律的に改善が進んでいくことが期待されます。

〇保護課と相談課の連携がきちんととれているところも、高く評価できます。また、引き継ぎも丁寧に行われており、小規模一保ならではの高い一体感があります。

〇一保職員が、それぞれの子どもに応じて、適切かつ自然に接していることも高く評価できます。職員一人ひとりの人間性を活かし、子どもに寄り添おうとする気持ちや、子どもの意見に耳を傾ける姿勢が感じられ、子ども達からのヒアリングでも「よく話を聞いてくれる」という感想が聞かれました。子どもから出される要求に対しても、待たせることなく即時に対応されているなど、職員の誠実さが感じられました。

改善が望まれる点

〇子どもの権利擁護を現場で実践するうえで、子どもの意見表明権は極めて重要なものであり、アドボカシーの力を借りて得られるそれらの意見を実務に反映することが強く望まれます。子どもの権利制限においては、管理上可能な範囲で制限を緩和していく、という発想ではなく、子どものもつ力に対する信頼をベースに枠組みを設計することを期待します。子どもたちへのアンケートやヒアリングでは「とじこめられている感じがする」、「刑務所のようだ」、「やることがなくて暇」といった声が聞かれ、これらは様々な行動制限が要因と思われました。日課設計、居室デザイン、遊び場所、遊び道具、外出機会設定など、多くの改善の余地があると思われます。

〇上記の行動制限とも関連しますが、男女分離の体制については再検討されることを強く求めます。現状における男女分離は、子どもたちの自由の制限／プライバシーの制限（居室をリビング代わりに使わざるを得ないことによる）／閉塞感の助長／日課設計の不自由化／かえって性的な関心を高めていること／職員配置負担の増加／OJT がしにくくなっている、など様々な不利益に対して、利益とされるリスク抑制の便益は小さく、かつそのリスク抑制は他の方法でも達成しうるからです。さらに、LGBTQ+の子どもたちに対する配慮という観点からも、男女のみを取り上げることには問題があると思われます。

〇慢性的に夜間職員体制が不足しがちになっています。加えて、時間外労働は少ないものの、職員数がギリギリであるため、有給取得が困難になってしまっているようです。職員の休憩時間・休憩場所がないことについても改善が必要です。

〇引き継ぎは有意義ですが、同じような内容を、相手を変えて 3 回行うことについては、効率化に向けた改善の余地があると思われます。

〇一連の研修は設けていますが、児童相談所（以下、「児相」とする）に入りたての職員にとっては、研修内容を実務後にはじめて深く認識できることも多いため、実務開始から一定期間が経ったあとに再度研修を組み、もう一度児相業務・一保業務を理解できるようにするなどの改善が望まれます。OJT がより良く行えるような方法もご検討ください。

〇保護中の子どもへの教育や児童精神科領域に属する課題への対応に関して、外部リソースの活用やリソースそのものの不足があるようです。具体的には、保護中の子どもの学習支援の充実を図るため、子どもの学力に関する情報や学習教材の提供、子どもと在籍校との繋がりの維持などに関して、在籍校との連携強化を図る必要があります。また、それが難しい場合は、児相単独でも子どもの学力に合わせた個別的な支援が行えるような体制の整備も必要です。加えて、各児相に非常勤の児童精神科医が配置されており、医師からの助言をもとにしたアセスメントが可能な体制はあるものの、ヒアリングにおいては、通院や入院等に手間がかかっていることなどが聞かれてお

り、精神特性上の困難が大きいと判断された子どもについては、専門的な対応が可能な県内の児童精神科に近い児相で保護するなどの対応が望まれます。また施設についても、土のあるグラウンドを子どもが用いることができないことも、課題としてご検討いただきたいと思います。

〇現状の食事方法と内容については、多くの観点から改善が望まれます。ホールにて"入所中の子ども全員で楽しく過ごすことができる"ことを検討ください。居室での孤食はもとより、食卓の準備や、配膳・食器の片付けなどを子どもたちに対応させていないといったことは、現在の新型コロナに対する対応規範に鑑みても適切とはいえません。視察時当夜の食事は質・量ともに不十分であり、子どもからも「ごはん・おやつが足りない」という声を聞きました。また食卓に醤油・塩などの調味料や、漬物・ふりかけなどの配置もなく、改善の必要が極めて大きい食卓と思われました。食事の充実は、特に被虐待児を含む要養護児童にとっては、これまでの人間関係の中で受けてきた影響からの回復として特に重要な意味を有していることにもご配慮いただきたいと思います。

〇個々の事象の把握がよく為されているにもかかわらず、それらの情報に基づく、一時保護セクション内でのカンファレンス（行動観察会議）が行われていませんでした。一時保護部門としてのスーパービジョンも行われていないことについては、改善が必要です。また、一時保護を通して得た所見や援助方針に関わる意見を、一保職員が直接判定・援助方針会議に参加して発言することも行えていないようでした。加えて、一時保護所見の作成は個々の職員が作成しており、合議を経た上での一保全体としての所見の作成には至っていないようです。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	● 子どもの権利擁護の最新の知見についての研修を受ける ● 最新の知識やスキルを身につけ、専門性を高める努力をする ● 子ども目線で一保の生活を見直してみる ● 前例にとらわれず、生活常識からくる違和感を大切にして、疑問や改善すべき点について積極的に意見を出し合い、改善につなげていく
児童相談所 (一時保護所)	● 男女分離の見直し（厳格分離を見直すこと） ● 行動制限が本当に必要であるかについての再点検 ● 居室空間の再設計（安心感・生活感を得られる設計に／夜間を過ごせる共有スペースの設定など） ● アドボカシーを現場改善に活かす会議体設計 ● 新人育成計画の見直し（OJT、適時の研修など） ● 日課の見直し（特に入浴時間・就寝時間・自由時間などの再検討を） ● 保護課内でのケースカンファレンス（行動観察会議）／スーパーバイズ体制の設定 ● 職員の休憩場所の設定 ● 長期滞在の子どもに対する定期的な外出機会の提供
設置自治体	● 児童精神科リソースの拡充（福岡市・北九州市なども含めて） ● 職員体制、特に夜間体制の見直し（正職配置ウエイトの向上もあわせて） ● アドボカシーによって得られた意見をどう用いるかについて方針を設計 ● 給食内容、給食提供体制などの県レベルでの検討・向上 ● 一時保護部門に特化した専門研修（新任時を含めて）のさらなる充実 ● 先進的な他一保の訪問調整
国	● 一時保護所における職員数が手厚くなるように、配置基準を変更すること ● アドボカシー導入の推進施策の立案

第Ⅰ部　子ども本位の養育・支援

総　評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案　等

優れている点

〇所長が毎朝一保を訪れ、子どもたちひとりひとりに声かけをしていることは、子どもたちを大切な存在として尊重しようとする一保全体の雰囲気に繋がっていると思われます。

〇子どもが安心して安全に生活できるよう尽力していることに加え、安全重視の視点から管理的になりがちであることを認識し、子どもの権利を意識した運営に変えていこうという姿勢で様々な取り組みがなされている点は、高く評価できます。

〇「意見箱」の設置や、一保に入所中の子どもを対象とする「権利ノート」の作成に加え、「こどもアドボケイト」を試行的に導入するなど、子どもの意見を聴くための取り組みを積極的になされています。入所中の子どもが集まって意見交換をする「児童会」が毎週開催されていることも、子どもの意見表明権・参加する権利を具体的に保障する重要な取り組みです。

改善が望まれる点

〇子どもの権利擁護を現場で実践するうえでもっとも重要な視点は、子どもを権利の主体としてとらえ、ひとりの人としてその人格を尊重することです。「子どもの最善の利益」は、子どもにとって最も良いことは何かを大人が判断してその結果を子どもに提供するということではなく、判断のプロセス自体に子どもの意見（それは助けなしには言語化できないこともあります）をきちんと反映することが重要であり、その意味で、子どもの意見表明権と表裏の関係にあります。子どもの権利を意識した運営への変化の過程においては、管理上可能な範囲で制限を緩和していくという発想ではなく、子どものもつ力に対する信頼をベースに、子どもの意見を聞き、子どもとの対話を重ねるという姿勢を大切にして、取り組みを続けていただきたいと思います。

〇子どもたちへのアンケートやヒアリングでは、種々の行動制限が要因と思われますが、「とじこめられている感じがする」、「やることがなくて暇」といった声が聞かれました。上述の子どもの権利擁護の視点から、子どもたちと対話しながら、禁止・制限事項や日課の見直しを検討することが望まれます。外出や外遊びの機会が極めて限定されていることは、とくに入所が長期化している子どもにとって閉塞感の大きな原因になっていると思われ、改善が必要です。

〇子ども自身が主体的に行動したり、選択したりする機会が限られていることについて見直しをご検討ください。たとえば、衣類の貸出しの際に子どもの好みや適性を大人が判断して渡すのではなく、子ども自身が選べるようにする、ゲームやおもちゃを鍵付の棚で保管するのではなく子どもが自由に試して遊べるようにする、といった改善が考えられます。

〇男女の接触を徹底して排除している点については、それに伴って保護所内の様々な場所に施錠がされ、共有スペースを自由に利用できなくなるなどの状況が生じており、子どもたちの閉塞感を助長しているように見受けられます。また、決して広くない保護所の中で、不自然なまでに男女の接触を禁じることで、かえって性的な関心が高まることもありえます。男女を一緒にすると性的事故が起きる、という前提から一度離れて、子どもたちと一緒に性教育に取り組む等しながら、本当に必要な制限なのかどうか、目的との関係で制限が有用なのかどうかを見直してみてはいかがでしょうか。性の多様性に対する理解・配慮という観点からも、再考が望まれます。

〇「廊下側の窓から居室内が見えるようになっており、就寝時にはその窓から職員が居室内を確認していること」、「外窓から居室内が丸見えの状態になりうること」、「３人部屋が共有スペースを兼ねているために、他の子どもの居室に入らないというルールに反して３人部屋を居室とする子どもは常に自分の居室が他の子どもに開放される状

態になっていること」など、居室でのプライバシーが十分に守られていない点は、早期に見直す必要があります。プライバシーが守られることは重要な子どもの権利のひとつです。

〇一保に入所している子どもを対象とする「権利ノート」が作成されていることは評価できますが、その内容と活用方法については改善の余地があると思われます。内容については、前述の子どもの意見表明権と子どもの最善の利益についての基本的な考え方等をふまえて、子ども自身が権利の主体であるということを子どもたちがしっかりと認識できるようなものにすることが望まれます。入所時に児童福祉司からの説明資料として使うだけでなく、入所中、一保の職員が子どもと一緒に子どもの権利について考え、対話する際の材料として活用することも検討されるとよいでしょう。

具体的な提案

〇子どもの権利について職員が学ぶ研修の実施が望まれます。受け身の座学だけでなく、禁止・制限事項を子どもの権利から見直す検討会や、権利ノートの改訂作業、さらには子どもたちとともに考える機会を設ける等が考えられます。より具体的に日々の保護所運営に活かせる形で、子どもの権利について考える機会をもつことができると、いっそう子ども本位の養育・支援が実現できると思われます。

〇意見箱やこどもアドボケイト、児童会等で表明された子どもたちの意見について、それが職員にきちんと受け止められ、個別の対応や保護所運営の改善につながっていることが、子どもたちによりしっかりと伝わるような工夫がなされると、なおよいと思われます。意見表明の機会があるというだけでなく、表明した意見がきちんと受け止められたと子どもが感じられることは、意見表明権の保障において非常に重要です。そうして集まった子どもたちの意見を実際の改善につなげていく会議体の設計も期待されます。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	A
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A
No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	B
No.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	B
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部　一時保護の環境及び体制整備

総　評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案　等

優れている点

〇児相長が一保を大切にする姿勢で実務に望むことによって、相談課と保護課の乖離が起きにくくなっていることは高く評価できます。このように生活レベルで子どもに対応している保護所職員が、必要に応じて子どもの措置先である施設等の職員ともアセスメントを共有する場があれば、なお望ましいと思われます。

〇環境および体制整備に関しても、現状について明確な問題意識を有しており、新人職員や子どもたちから挙げられた意見を真摯に受け止め、必要に応じて現状を改善していこうという姿勢があることは高く評価できます。新人職員らがこういった意見を忌憚なくあげやすい職場環境になっていることも良い点です。先述のアドボカシー導入とあわせて、これが組織改善の起点になっていくことを期待します。

〇引き継ぎについては、夜間に正職員が子どもの記録を個別に作成し、その内容を担当福祉司等が翌朝には読むという体制が、オンラインシステムを通じて確実に行われていることに加え、正職員間では丁寧に引き継ぎが行われています。このことは小規模一保の強みであると思われました。

改善が望まれる点

第 1 部における指摘事項と重複しているように見えますが、同じ事象について取り上げつつ、評価項目に沿って第 1 部とは異なる観点から記載しています。

〇もともと定員が 14 名の一保であり、男女混合での養育を前提にした建物設計がされていたため、その環境下で男女分離をすることにより、閉塞感をとても強く感じさせる空間になってしまっています。また、個室の窓ガラスに内側から閉められるカーテンなどがなく、個室には引き出しもないため、極めて簡素なものしか置かれていません。子どもたちをして「刑務所のようだと感じた」と言わしめる状態となっています。

〇過去に様々な事件・事故があった結果、現在の実務に落ち着いているものかと思われますが、一保は子どもたちの安全を守ることのみならず、大人や社会に対する安心感・信頼感を育むためのものでもあることを、一保の設備設定において常に考える必要があると思われます。子どもをコントロールすることに偏重した保護所設備においては、子どもとの信頼関係の構築が困難になってしまいます。たとえば、外から子どもの様子が見えるようにするために居室にカーテンがないようにしているとのことでしたが、死角をなくすことが実際問題としてほぼ不可能である以上、そもそもの目的にも叶っていないように思われます。

〇個の尊重と言うことでは、私物の持ち込み制限の厳しさも気になりました。特に私物の衣服の持ち込みが少なく、児相からの一方的な提供が多い状況です。また各居室には、私物を格納・整理するためのタンスなどの設置がなく、私物の所持や保管についての対応は不十分と思われました。子ども自身が自己管理できる所持物の範囲の制限について見直しの余地があります。

〇運営体制については、「小規模の一保であり、そもそも夜間の正職員体制を整えることの難易度が高い」ことに加え、「先述の男女分離処遇により、男女両方ともに正職員を配置する必要がある」結果、慢性的に夜間職員体制が不足しがちになっています。時間外労働は少ないものの、職員数がギリギリであるため、有給取得が困難になってしまっているようです。また、職員の休憩時間・休憩場所がないことも改善が必要です。

〇引き継ぎは有意義ですが、同じような内容を、全体／一時保護課長／他の正職員へ三回繰り返していることについては、効率化に向けた改善の余地があると思われます。

〇構造上改善が難しいとは思いますが、土のある運動場がないこと、体育館が階下の相談フロアに設置されているため子どもが自由に行き来できず、かつ狭いことなどは、養育環境整備としては不十分であると思われます。

○一連の研修は設けていますが、児相に入りたての職員にとっては、研修内容を実務後にはじめて深く認識できることも多いため、実務開始から一定期間が経ったあとに再度研修を組み、もう一度児相業務・保護所業務を理解するようにするなどの改善が望まれます。また、職員の中では、「これが専門研修だ」といった意識もあまりないように見受けられましたので、事前に研修の意義などを伝えることも必要でしょう。そして、上記職員体制と関連しますが、職員が男女に分かれて子どもを見ることになるため、新人が先輩職員の様子を見ながら OJT 学習することが困難になっています。この観点からも無理な男女分離を避けることの意義があるように思われます。

○これは県レベルでの課題ではありますが、特に教育および児童精神科に関連する外部リソースが地域に不足しているようです。具体的には、保護中の子どもの学習支援の充実を図るため、子どもの学力に関する情報や学習教材の提供、子どもと在籍校との繋がりの維持などに関して、在籍校との連携強化を図る必要があります。また、それが難しい場合は、児相単独でも子どもの学力に合わせた個別的な支援が行えるような体制の整備も必要です。加えて、各児相に非常勤の児童精神科医が配置されており、医師からの助言をもとにしたアセスメントが可能な体制はあるものの、ヒアリングにおいては、通院や入院等に手間がかかっていることなどが聞かれており、精神特性上の困難が大きいと判断された子どもについては、専門的な対応が可能な県内の児童精神科に近い児相で保護するなどの対応が望まれます。

具体的な提案

- 男女厳格分離養育の見直し（例えば夜のみの分離へ変更するなど）
- 職員の人数拡充、特に夜間体制の拡充
- 居室の生活空間の見直し（カーテンをつける、個人用の引き出しを設置するなど、実生活に近く子どものプライバシーも守られるような工夫をする）
- 新人の育成計画の再設計（●ヶ月目にどういった研修を行う、など）
- 専門性向上を狙った、スーパーバイズやケースカンファレンスなどの実施（OJT として）

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.15	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	B
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	B
No.21	情報管理が適切に行われているか	A
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.23	一時保護所職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	A
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	A
No.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取組んでいるか	B
No.26	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.27	警察署との連携が適切に行われているか	A
No.28	施設や里親等との連携が図られているか	A
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

第Ⅲ部　一時保護所の運営

総　評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案　等

優れている点

〇一保職員が、それぞれの子どもに応じて、時宜にかなって適切かつ自然に接していることは高く評価できます。職員一人ひとりの人間性を活かし、子どもに寄り添おうとする気持ちや、子どもの意見に耳を傾ける姿勢が感じられ、子ども達からのヒアリングでも「よく話を聞いてくれる」という感想が聞かれました。子どもから出される要求に対しても、待たせることなく即時に対応されているなど、職員の誠実さが感じられました。

〇また、現地での面談などを通じて、児童会における子どもとの対話や意見聴取なども行われていると感じられました。

〇保護所全体が明るく清潔に保たれており、子ども達が作成した作品などが飾られているところもよい取り組みであると思われます。

改善が望まれる点

〇　行動制限やコントロールを中心とした一時保護運営に関して

・生活空間をコントロールすることの重要性は理解できますが、「自由な生活の提供」と「リスク回避のためのコントロール」とのバランスで考えると、ややコントロールの方に偏重していると感じました。多くの子ども達から聞かれた「息苦しさ・監督されることによる閉塞感」の背景には、このような運営体制が関わっていると思われました。想定されるようなリスクをあえて引き受けながら、「ここまではできる」という発想から、生活の自由度を拡げていく視点での運営を行う事で、逆にリスクを低減させるような実践になると考えられます。

・他児の居室に入室してはいけないという約束は大切なのですが、一方で男女分離ゆえにリビングを長く使うこともできず、子どもたちの相互交流がしにくいジレンマが生じています。居室ゾーンにおける共用スペースの確保が望まれます。先述のとおり、現状として 3 人部屋の居室が共有スペースとして用いられており、それは「他の子どもの居室に入ってはいけない」というルールと矛盾します。

・入所時の衣服の提供では、職員が一方的に選ぶことが多く、子どもの好みによる選択があまりなされていないようです。感染症対策が必要な点については理解できますが、やや神経質にすぎる対応になっており、それが閉塞感を助長しているのではないかと思われました。子どもたちに配られる「生活の約束ごと」も、ややコントロール優位な内容になっていると思われました。

〇　男女を分離する運営に関して

男女を厳密に分離する保護所の運営には見直しが必要であると思われます。理由は大きく三点で、第一に、子どもの養育上の観点です。子どもの自然な営みとして、日々の生活を通じた、男女間の年齢相応な接し方などを学べるよう、その機会を提供することも必要な支援ではないでしょうか。同じ生活空間で通常の交流・接触を経験することによって、異性間の適切な距離感、対人関係を育成することも必要と考えます。

第二に、コントロールを強めることによるリスク抑制の成果は限定的な場合が多いためです。分離処遇という形でのコントロールの度合いが強まれば、子どもたちがその反動として別のリスク事象を発生させやすくなることが危惧されます。

第三に、現状の分離処遇が子どもの日課にも負担をかけているためです。ホール（リビング）や体育施設、学習室などは、保護所全体で使用する共用施設として設定されており、子どもの日常生活の多くが、それらの共用施設を使用して営まれるので、時間帯によってそれらを使用できない側の子ども達は、原則居室待機させられることになっています。居室待機は自由時間の提供にはならないため、子ども達にとっては日常生活時間(生活プログラム)の多くを切り取られてしまっていることになりかねません。多くの子ども達から聞かれる「暇すぎる」

という感想には、このような生活実態が背後にあるように思われます。もし、小舎制の児童養護施設のような、より充実した分離処遇をめざすのであれば、男女それぞれに対応するための別設備と追加の職員が必要になります。

○ 養育の場としての不足点について

日課の設定：入浴時間と就寝（消灯）時間設定を再検討ください。たとえば、通常の子どもの生活を考えた時に、中高生の 21 時就寝は早すぎると思われます。また、夕食前に入浴を済ませることも早いように思われます。子どもの実態に即した、更に柔軟な日課の設定が望まれます。

食事：多くの観点から改善が望まれます。居室での孤食はもとより、食卓の準備や、配膳・食器の片付けを子どもたちに対応させていない等のことは、現在の新型コロナに対する対応規範に鑑みても適切とはいえず、避けるべきだと思われます。食器片付けの際に、子どもの側からの「お願いします」、「ごちそうさまでした」といった会話が交わされることも、大切な生活習慣です。入所している子どもにとって、食事場面は重要な生活場面であり、ホールにおいて全員で楽しく過ごすことができるようご検討ください。

視察時当夜の食事は質・量ともに不十分であり、子どもからも「ごはん・おやつが足りない」という声を聞きました。また食卓に醤油・塩などの調味料や、漬物・ふりかけなどの配置もなく、改善の必要が極めて大きい食卓だと思われました。食事の充実は、特に被虐待児を含む要養護児童にとっては、これまでの人間関係の中で受けてきた影響からの回復として特に重要な意味を有していることにも配慮ください。

スペースづくりや遊び道具：リビング内の TV 前にもソファなどがなく、子どもらが集合できるようなスペースづくりの工夫や、あえて死角になるような小さな空間を設定して、子どもが一人で隠れて過ごせる居場所づくりの工夫はあまり行われていないように思われました。また、子どもが遊ぶための様々なもの（トランプやパズルなど）は、その殆どが子どもからの申し出による貸し出し制となっており、子どもが職員に自由に要求できる関係はできていましたが、好きな時に自由に取り出せるような状況にはなっていないようでした。

午前中の学習プログラム：先に体制のところでも記述していますが、国語・算数/数学・体育という時間割が組まれていましたが、その他の科目への対応はできない状況にあります。原籍校からの学習に対する申し送りは殆どなされていない状況にありました。加えて、幼児が在所している際の幼児に特化した保育体制は、人員配置の問題から、ほとんど対応できない状況です。

具体的な提案

上に述べたそれぞれの事柄については、可能なところから個別に、具体的に検討されることを望みます。特に男女分離方法の見直し、日課の見直し、食事に関する総合的な検討については、是非考慮ください。例えば男女分離に関しては、昼間は原則的に男女を分離しないで対応し、夜間のある時刻からは完全分離とする方式や、可能であれば男女の居室エリアの境界空間の改良（境界を防火扉一枚にしない、あるいは男女エリアの間の部屋を個室対応用として温存させるなど）などが想定されます。

リスク回避をするために存在している各種実務については、想定されるリスクを織り込んだ上で「＊＊は（＊＊だったら）できる」という、いわば加算方式の視点から検討されることを期待します。「生活の約束ごと」についても、上記の観点から見直していただければと思います。

そのようなことを実施するうえで、運営体制の異なる他自治体の一保の見学や、先進的な取り組みが進んでいる児童養護施設の見学を行いながらの検討が、具体的な処遇検討や運営体制の向上のためにより有効であろうと思われます。

長期入所の子どもに対しては、時には外出の提供も望まれます。また、余暇活動として、月一度の調理実習なども計画されていますが、加えて「レクリエーション」の観点からの行事計画を、更に豊かに策定されることも期待したいと思います。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A
No.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.32	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	B
No.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	B
No.35	食事が適切に提供されているか	C
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	B
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	B
No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
No.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	B
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A
No.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応・体制確保が行われているか	B
No.48	障害児（発達障害、知的障害、身体障害など）を受け入れた場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	B
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.50	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.51	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.52	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	A
No.53	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B

第Ⅳ部　一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総　評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案　等
優れている点 〇毎日深夜に作成され、所のオンラインシステムに入力される入所児童毎の記録を、翌朝には担当福祉司が必ず読み、必要に応じて随時一保を訪ねるなど、相談部門との近い距離でのタイムリーな連絡・連携がコンスタントに行われていました。 〇その時々の子どもの様子が日報として保護記録の形でも綴られ、それに基づく引き継ぎが、朝の時刻に丁寧にされていました。また引き継ぎの際の担当者間のコミュニケーションも、とても良好でした。その内容を担当課長もよく把握されていました。 **改善が望まれる点** 〇唯一の意見交換の場として、月一回の定例の保護所会議が開催され、また、上に述べたような個々の事象の把握は良く為されています。しかし、それらの情報に基づく一時保護セクション内でのカンファレンス（行動観察会議）は実施がありませんでした。一時保護部門としてのスーパービジョンも行われていません。一保内での養育環境をよりよいものにするためにもこうした行動観察会議は必要ですので、実施について検討が望まれます。 〇また、一時保護を通して得た所見や援助方針に関わる意見を、直接判定・援助方針会議に一保職員が参加して発言をする、ということも行われていないようです。一保担当職員の会議参加が望まれます。 〇一時保護所見の作成は、個々の職員が作成しており、合議を経た上での一保全体としての所見の作成には至っていません。 **具体的な提案** 〇一保としての子どもの検討や、情報・視点の共有などのために、行動観察会議を実施することを検討ください。会議に参加することで職員にとっても OJT となり、専門性の向上が期待できます。 〇一時保護が「適切なお世話をするだけ」といったレベルにとどまらず、意図や方針を持った「個別ケア」のレベルへと向上させるために、何らかの形でのケース検討の機会（行動観察会議など）を持つことができれば良いのではないかと思われました。また、課長だけが受理・判定・援助方針会議に参加するのではなく、複数の職員の出席と会議での発言が望まれます。そのことが、一保職員の専門性の向上と力量アップに必ず結びつき、更に質の高い一時保護所見の作成にもつながるはずです。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.54	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.55	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
No.56	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	A
No.57	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	B
No.58	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	B

第Ⅴ部　一時保護の開始及び解除手続き

総　評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案　等
優れている点 〇開始・解除時の対応について、必要な手続が適切になされていると評価できます。 **改善が望まれる点/具体的な提案** 〇保護の開始にあたっては、子どもが大切にされていると感じられ、安心感を持てるような働きかけを行うことが大切です。規則と日課を説明することは不可欠であるとしても、説明書面（「宗像児相保護所生活の約束ごと」「保護所の日課・時間わり」）について、守らなければならないルールを一方的に示すだけでなく、子どもの権利について配慮した内容にする等、工夫されるとよいと思われます。 〇一時保護所での行動観察から見えてきた子どもの特性や、生活の中で子どもから表明された希望や意見について、解除時に、一時保護所職員から家族や地域の関係機関、施設職員・里親等に対して直接伝えることができると、一時保護解除後の支援が子どもにとってより適切で充実したものになり得ます。全件でなくても、必要なケースでそのような対応ができる仕組みづくりを検討されることが望まれます。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.59	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	A
No.60	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A
No.61	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A